

西東京市 導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

・人口構造

西東京市（以下「市」という。）は、東京都の西北部、都心より約 20 km に位置し、都心との近接性や交通利便性を背景に、高度成長期には、人口が急激に増加し、住宅を中心とした都市が形成されてきた。本市における近年の人口は、横ばい傾向で、令和 4 年をピークとして緩やかに減少を始めると予測されている。

・産業構造及び中小企業者の実態

市内の製造品出荷額の推移については、次のとおりである。

（単位： 万円）

年度	出荷額
平成 28 年度	2,355,439
平成 29 年度	2,926,578
平成 30 年度	3,067,352
令和元年度	3,071,847

また、経済センサスに基づく、市内事業所数及び従業者数の推移については、次のとおりである。

業種	年度	平成 26 年現在		平成 28 年現在	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
建設業		492	3,866	451	3,516
製造業		176	1,876	150	1,435
電気・ガス・熱供給・水道業		2	31	0	0
情報通信業		84	1,343	70	918
運輸業、郵便業		51	2,029	48	1,940
卸売業、小売業		1,257	10,291	1,181	10,597
金融業、保険業		69	962	68	1,148
不動産業、物品賃貸業		493	1,907	439	1,885
学術研究、専門・技術サービス業		223	863	213	886
宿泊業、飲食サービス業		735	5,454	689	5,373
教育、学習支援業		309	4,093	246	2,553
医療、福祉		699	10,773	653	10,801
合計		4,590	43,488	4,208	41,052

このように、市内の企業については、事業所数及び従業者数ともに減少傾

向にあるが、一方で製造品出荷額が増加傾向にある。

このような中、本市はこれまで市内中小企業者に対する独自の支援策として、西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度事業等を講じてきたが、引き続き、市内中小企業の生産性の向上により、事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組みを支援していくことは、近々の課題である。

(2) 目標

本市は、中小企業等経営強化法の規定に基づき、本計画を策定することにより、市内中小企業者の先端設備等の導入を促すものとする。このことにより、都内において設備投資が活発な自治体の1つとなり、多摩地域の中核都市として、さらなる経済発展を進めることを目指す。

なお、本計画に基づき認定する本市の先端設備等導入計画数の目標は、年間3件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本市の中小企業者は、近年の情報技術の分野における急速な技術革新の進展、産業構造及び国際的な競争条件が著しく変化していること等を踏まえ、産業の生産性の向上を短期間に実現するための措置を早急に図る必要がある。

西東京市は、本計画に基づき、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3パーセント以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

全ての市内企業が地域に根ざし、広く市民から必要とされる産業の担い手となることを目指すべきであることから、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市内の5駅周辺、幹線道路沿い、開発に伴う住宅増加エリアと、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、西東京市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が西東京市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3パーセント以上に資すると見込まれる事業で

あれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組みについては、本計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、本計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税を滞納している者については、本計画の認定の対象としない。